

「卒業、卒業言うけど、あいつまだ来てるやないか！」

「キッチリ返してもらおうから番号、名前、教えて」

「ウーッ、言われへん。長いつきあいやし、チンコロできへん。もう、ええわ。」

一年中あるのだが、特に登録の前後になると、こういう会話が増える。

西成労働福祉センターが、登録手続きを知らせるために配った紙には、次のように、しっかりと書かれている。

『この事業は生活困難な高齢労働者のための特別就労対策事業であり、事業主(大阪府・大阪市)・雇用主からの要請により、生活保護受給者や、それと同等の収入のある年金受給者などの申し込みはできません』

釜ヶ崎支援機構の「現場通信」でも、左下のように書いている。「ワシャ、字が苦手で」も通用しない。登録日には、必ず出掛けて行って、声張り上げて、口頭でも説明している。

「生活保護を受給するようになったら、輪番就労からは卒業する。野宿している仲間のために就労の機会を譲る」は、登録している者誰一人として知らないはずがないルールだ。

ルールを破って登録するのは、不正登録だ。不正登録して得たカードを使って就労するのは、不正就労だ。「そんなもん、黙ってたら分かれへん」というのは甘い。

知っていても黙ってくれている仲間の情のおかげである。それでもなお不正就労しようというのは、仲間に対する裏切り行為といえる。

それだけでなく、事業の主旨と違う登録者が増えれば、事業そのものが廃止されるおそれも出てくる。そうになると、不正登録、不正就労している個人の都合が、輪番労働者全体に不利益をもたらすこととなる。

皆の利益のために、ルールは守ろう。

---

**\* 酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。**

**\* 生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**

---

いまだに生活保護は65歳以上と思いきこんでいる人がいます。

釜ヶ崎支援機構では60歳以上の生活保護相談を受けています。

不安定な生活から、少しでも安定した生活に移行してもらおうと、釜ヶ崎支援機構の福祉相談部門では、生活保護申請のお手伝いをしている。

釜ヶ崎では長く、65歳以上でないと生活保護(居宅保護)を受けることができない状態にあったので、いまだにその状態が続いていると思いきこんでいる仲間が多い。

確かに、以前は、65歳以上で、アパートを確保していないと、生活保護の申請は受け付けてもらえにくかった。簡易宿泊所の敷金のいらないアパートへの転業が進んだことにより、65歳以上については居宅保護の間口が随分と広がったにしても、年齢による制限は大きかった。

昨年9月から、中之島野営地を中心に、年齢に関係なく、入居する予定のアパート・マンションの敷金・家賃の見積書を添付することによる、野宿からの生活保護申請を開始した。

方法としては、職安(ハローワーク)で「求職票」をつくり、何回か通ってもらって、働く努力を目に見える形にした上で支援運営課(旧福祉事務所)に申請に行く。生活保護申請後、決定までの間(おおむね2週間目途)生活ケアセンターで待機する。保護決定と敷金などの支給日が生活ケアセンターに届く。その指定された日に、仲介不動産業者と一緒に区役所に行って、敷金・日割り家賃等の支払いをし、契約書・部屋の鍵をもらって、その日からは、アパート・マンションで生活することになる。勿論、布団や炊飯器・茶碗などが無いと生活できないので、「布団」「家具什器」についての見積書を、生活保護申請時、あるいは生活ケアセンターで待機している間に、支援運営課(旧福祉事務所)に提出する。業者と良く打ち合わせしておけば、入居の日に配達してもらうことができる。

この方法ですでに多くの仲間がアパート生活に移行しているが、残念ながら、50歳代はなかなか話が進みにくい。60歳を越えていれば、まず大丈夫という状況だ(病気・障害などがあれば年齢に関係はない)。

したがって、輪番就労の卒業年齢は去年まで65歳であったが、今年は60歳になったと考えてもらいたい。

60歳になったら、生活保護受給で輪番就労を卒業していただきたい。簡単に言えば、輪番就労は、55歳以上、60歳未満の、センターで就労することも生活保護にかかることも困難な人が利用する制度である、ということになる。

「そんな殺生な、まだまだ元気だから、特掃で働きたい」という声も多いが、特掃は高齢者の生きがいのための仕事を提供することが本来の目的ではない。他に収入の道がない人のための事業だ。残念ながら、特掃で住み、食べられるだけの収入は得られない。だから、他に収入が得られる可能性のある人は、卒業してもらっているわけだ。生活保護を受けても、働いてはいけないということはない。特掃以外の仕事を探してもらいたい。